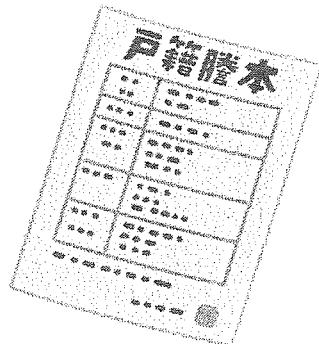


令和6年
3月1日から

戸籍証明書等の広域交付

市区町村窓口での戸籍の証明書の請求が便利になります

※ 請求できるのは謄本（全部事項証明書）のみで
抄本（一部事項証明書・個人事項証明書）は請求できません。



結婚・パスポート・相続などの行政手続きや各種
申請手続きでの負担が軽減



パスポートの取得、婚姻届を提出するのに戸籍が必要
なんだけど、県外まで行くのは時間がかかるし・・・

相続の手続きで戸籍の証明書が急いで欲しいけど、休め
ないし郵便請求だと時間がかかるし、どうしよう？



1

本籍地で請求

本籍地が遠くにある方でも、最寄りの市区町村の窓口に請求できます！

2

まとめて請求

ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口にまとめて請求できます！

※本籍地および筆頭者を確認してからお越しください。

※コンピューター化されていない一部の戸籍・除籍は除きます。

町公式HPは
こちらから↓

